

議 案 目 録

令和7年(2025年)9月1日

番 号	件 名
議案第 56 号	令和7年度(2025年度)彦根市一般会計補正予算(第3号)
議案第 57 号	令和7年度(2025年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 58 号	令和7年度(2025年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 59 号	令和7年度(2025年度)彦根市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第 60 号	令和7年度(2025年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 61 号	彦根市副市長の給与の特例に関する条例案
議案第 62 号	彦根市工場立地法準則条例案
議案第 63 号	彦根市功労者表彰条例の一部を改正する条例案
議案第 64 号	彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 65 号	彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 66 号	彦根市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 67 号	彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 68 号	彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 69 号	彦根市下水道条例の一部を改正する条例案
議案第 70 号	彦根市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例案
議案第 71 号	彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案第 72 号	彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例案
議案第 73 号	工事請負契約の締結につき議決を求めることについて
議案第 74 号	令和6年度(2024年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 75 号	令和6年度(2024年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 76 号	令和6年度(2024年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

議案第 77 号	彦根市副市長の選任につき同意を求めることについて
議案第 78 号	彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 79 号	彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 80 号	彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 81 号	彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 82 号	彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第 13 号	損害賠償の額の決定について
報告第 14 号	令和6年度(2024年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について
報告第 15 号	第37期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について
報告第 16 号	第22期株式会社四番町スクエアの決算状況について
報告第 17 号	市の債権の放棄について
報告第 18 号	市の債権の放棄について
報告第 19 号	市の債権の放棄について
報告第 20 号	市の債権の放棄について
報告第 21 号	市の債権の放棄について

議案第 61 号

彦根市副市長の給与の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市副市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、副市長に支給する給料、期末手当および退職手当の額について、彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号。以下「特別職給与条例」という。)および彦根市長等の退職手当に関する条例(平成 3 年彦根市条例第 31 号。以下「市長等退職手当条例」という。)の特例を定めるものとする。

(給料および期末手当の額の特例)

第 2 条 令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間(以下「特例対象期間」という。)に係る副市長の給料および期末手当の額は、特別職給与条例の規定にかかわらず、特別職給与条例の規定を適用した場合に副市長が受けることができる額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(退職手当の額の特例)

第 3 条 特例対象期間に係る副市長の退職手当の額は、市長等退職手当条例の規定にかかわらず、市長等退職手当条例の規定を適用した場合に副市長が受けることができる額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 62 号

彦根市工場立地法準則条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市工場立地法準則条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。)第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成 10 年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則(以下「市準則」という。)を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(適用区域ならびに緑地および環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 市準則を適用する区域ならびに当該区域における緑地および環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域(以下「準工業地域」という。)	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域および工業専用地域(以下「工業地域等」という。)	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第 4 条 工場立地法施行規則(昭和 49 年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第 1

号)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設または同条第1号トに掲げる施設と重複する土地および同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が準工業地域、工業地域等または非適用区域(準工業地域および工業地域等以外の区域をいう。以下同じ。)のうち、2以上の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、準工業地域または工業地域等の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を、準工業地域および工業地域等の敷地割合の合計が2分の1以上であるときは準工業地域または工業地域等のうち敷地割合が高い方の区域に係る同表の規定をそれぞれ当該特定工場の敷地の全部に適用し、非適用区域の敷地割合が2分の1を超えるときは同表の規定を適用しない。

2 前項の規定により第3条の表の規定を特定工場の敷地の全部に適用する場合において、準工業地域および工業地域等の敷地割合が同じときは、準工業地域に係る同表の規定を適用する。

(他の地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(周辺の地域への配慮)

第7条 法第6条から第8条までの規定により特定工場の新設等の届出をしようとする者は、周辺の地域の生活環境に配慮した緑地および環境施設を設置するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

2 昭和49年6月28日以前に設置され、または同日において設置のための工事が行われていた特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、法準則備考第1項第2号および第3号ならびに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.1」と、工業地域等にあつては「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域等にあ

っては「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.1」と、工業地域等にあつては「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域等にあつては「0.1」と読み替えるものとする。

議案第 63 号

彦根市功労者表彰条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市功労者表彰条例の一部を改正する条例

彦根市功労者表彰条例(昭和 46 年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条(見出しを含む。)中「功労章」を「記念品」に改める。

第 4 条中「文化の日」を「市長が定める日」に改め、同条ただし書を削る。

第 8 条中「功労章」を「記念品」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年彦根市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 65 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 5 の項を 6 の項とし、4 の項の次に次のように加える。

5 市長	住登外者の情報の管理に関する事務(本市の住民基本台帳に記録されていないまたは記録されていなかった者について、必要に応じ、識別するための番号を付し、本市の住民基本台帳とは別に氏名、住所等の情報を管理する事務をいう。以下「住登外者管理事務」という。)であって規則で定めるもの
------	---

別表第 1 に次のように加える。

7 教育委員会	住登外者管理事務であって規則で定めるもの
---------	----------------------

別表第 2 中 24 の項を 26 の項とし、23 の項の次に次のように加える。

24 市長	市長が行う特定個人番号利用事務または別表第 1 の右欄に掲げる事務(住登外者管理事務を除く。25 の項において同じ。)	住登外者管理事務に関する情報であって規則で定めるもの
25 市長	住登外者管理事務であって規則で定めるもの	市長が行う特定個人番号利用事務または別表第 1 の右欄に掲げる事務において保有する情報であって規則で定めるもの

別表第 2 に次のように加える。

27 教育委員会	教育委員会が行う特定個人番号利用事務または別表第 1 の右欄に掲げる事務(住登外者管理事務を除く。28 の項において同じ。)	住登外者管理事務に関する情報であって規則で定めるもの
28 教育委員会	住登外者管理事務であって規則で定めるもの	教育委員会が行う特定個人番号利用事務または別表第 1 の右欄に掲げる事務において保有する情報であって規則で定めるもの

別表第 3 中 2 の項を 4 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2 市長	市長が行う特定個人番号利用事務または別表第 1 の右欄に掲げる事務(住登外者管理事務を除く。3 の項において同じ。)	教育委員会	住登外者管理事務に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	住登外者管理事務であって規則で定めるもの	教育委員会	教育委員会が行う特定個人番号利用事務または別表第 1 の右欄に掲げる事務において保有する情報であって規則で定めるもの

別表第 3 に次のように加える。

5 教育委員会	教育委員会が行う特定個人番号利用事務または別表第 1 の右欄に掲げる事務(住登外者管理事務を除く。6 の項において同じ。)	市長	住登外者管理事務に関する情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者管理事務であって規則で定めるもの	市長	市長が行う特定個人番号利用事務または別表第 1 の右欄に掲げる事務において保有する情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

彦根市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項および第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項までおよび第 5 項」に改める。

第 21 条第 2 号中「および勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 22 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。)の承認は、15 分を単位として行うものとする。

第 22 条第 2 項および第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 22 条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 22 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。)の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該

勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 22 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 22 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 22 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 23 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 24 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 24 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年彦根市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 17 条の 2 第 1 項」を「第 17 条の 3 第 1 項」に改める。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とする。

第 17 条の 2 の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第 1 項中「申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第 17 条の 3 とし、第 17

条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 17 条の 2 任命権者は、彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2

号)第 25 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 彦根市職員の育児休業等に関する条例第 25 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号または前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「養育するため 1 日の勤務時間の一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「養育するため 1 日の勤務時間の全部または一部」に改める。

- (1) 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和 41 年彦根市条例第 43 号)第 18 条第 2 項
- (2) 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 6 号)第 24 条第 2 項

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の彦根市職員の育児休業等に関する条例第 22 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 67 号

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和 47 年彦根市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表し尿の項中「470 円」を「550 円」に、「390 円」を「550 円」に、「94 円」を「110 円」に、「890 円」を「1,320 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表し尿の項の規定は、この条例の施行の日以後に収集されたし尿に係る手数料について適用し、同日前に収集されたし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 68 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「424 床」を「405 床」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

彦根市下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市下水道条例の一部を改正する条例

彦根市下水道条例(平成 2 年彦根市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第 1 中 6 の項を 7 の項とし、1 の項から 5 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表に 1 の項として次のように加える。

1 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量	1 リットルにつき 380 ミリグラム未満
------------------------------	-----------------------

別表第 1 備考 1(1)中「第 1 号から第 4 号」を「第 2 号から第 5 号まで」に、「公共用水域」を「公共の水域」に改め、同表備考 1(2)中「第 5 号または第 6 号」を「第 1 号、第 6 号または第 7 号」に改め、「第 3 条第 3 項の規定」の次に「による条例」を加え、同表備考 2 中「第 1 号から第 4 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に、「第 5 号、第 6 号」を「第 1 号、第 6 号および第 7 号」に改める。

別表第 2 中 10 の項を 11 の項とし、3 の項から 9 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量	1 リットルにつき 380 ミリグラム未満
------------------------------	-----------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

彦根市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

彦根市公共下水道使用料条例(平成 2 年彦根市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表一般排水の項中「1,280 円」を「1,480 円」に、「140 円」を「150 円」に、「150 円」を「160 円」に、「160 円」を「170 円」に、「170 円」を「180 円」に改め、同表特定排水の項中「227 円」を「240 円」に改め、同表公衆浴場排水の項中「9,520 円」を「10,480 円」に、「72 円」を「80 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 使用料の算定の基礎となる公共下水道の使用期間の終期が、令和 8 年 3 月 31 日以前の日である場合における使用料の算定については、なお従前の例による。

議案第 71 号

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例

彦根市水道事業給水条例(平成 10 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)または他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例(平成 22 年彦根市条例第 28 号)は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の彦根市荒神山自然の家の使用に係る使用料については、この条例の規定による廃止前の彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第 10 条および第 12 条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 3 旧条例第 15 条第 1 項の規定に基づく指定を受けた法人その他の団体の役員および職員であった者に係る旧条例第 20 条第 3 項の規定による管理業務(旧条例第 15 条第 1 項に規定する「管理業務」をいう。以下同じ。)に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務および旧条例第 20 条第 4 項の規定による管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 73 号

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて

下記のとおり工事請負契約を締結することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 工事の名称

彦根城国宝・重要文化財建造物防災施設整備工事

2 契約金額

257,400,000 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 彦根市地蔵町 112 番地 1
- (2) 名 称 株式会社ノセヨ
- (3) 代表者 代表取締役 野 瀬 隆 之

4 契約方法

一般競争入札

議案第 74 号

令和 6 年度(2024 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

令和 6 年度(2024 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度(2024 年度)彦根市病院事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 75 号

令和 6 年度(2024 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

令和 6 年度(2024 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度(2024 年度)彦根市水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 76 号

令和 6 年度(2024 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

令和 6 年度(2024 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度(2024 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 77 号

彦根市副市長の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市副市長の選任につき同意を求めることについて

彦根市副市長に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市肥田町 275 番地
- 2 氏 名 青 木 洋
- 3 生年月日 昭和 30 年(1955 年)12 月 12 日

略 歴

あお き ひろし
青 木 洋

昭和 30 年 12 月 12 日生

- 1 住所 彦根市肥田町 275 番地
- 2 学歴 昭和 54 年 3 月 静岡大学人文学部卒業
- 3 職歴 昭和 54 年 4 月 滋賀県庁勤務
平成 17 年 4 月) 南部振興局甲賀県事務所次長兼総務出納課長
平成 18 年 3 月
平成 18 年 4 月) 琵琶湖環境部林務緑政課長
平成 19 年 3 月
平成 19 年 4 月) 総務部財政課長
平成 21 年 3 月
平成 21 年 4 月) 総務部次長
平成 22 年 3 月
平成 22 年 4 月) 教育委員会事務局教育次長
平成 24 年 3 月
平成 24 年 4 月) 農政水産部長
平成 27 年 3 月
平成 27 年 4 月) 総務部長兼コンプライアンス推進監
平成 28 年 3 月
平成 28 年 3 月 滋賀県庁退職
平成 28 年 4 月) 滋賀県教育委員会教育長
平成 31 年 3 月
平成 31 年 4 月) 滋賀県立大学副理事長兼事務局長
令和 4 年 3 月
令和 6 年 6 月) 東びわこ農業協同組合経営管理委員会副会長
至 現 在

議案第 78 号

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市公平委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市服部町 299 番地
- 2 氏 名 森 野 有 香
- 3 生年月日 昭和 47 年(1972 年)7 月 28 日

もり の ゆ か
森 野 有 香

- | | | | |
|---|----|---------------|---------------------|
| 1 | 住所 | 彦根市服部町 299 番地 | |
| 2 | 学歴 | 平成 13 年 3 月 | 京都大学法学部卒業 |
| 3 | 職歴 | 平成 14 年 10 月 | 大阪弁護士会登録 |
| | | 平成 18 年 1 月 | 滋賀弁護士会登録 |
| | | 平成 18 年 1 月 | |
| | | |) 森野法律事務所 |
| | 至 | 現 | 在 |
| | | 平成 19 年 6 月 | |
| | | |) 彦根警察署協議会委員 |
| | | 平成 25 年 5 月 | |
| | | 平成 20 年 4 月 | |
| | | |) 彦根市要保護児童対策地域協議会委員 |
| | | 平成 24 年 3 月 | |
| | | 平成 20 年 6 月 | |
| | | |) 彦根市男女共同参画審議会委員 |
| | | 平成 26 年 9 月 | |
| | | 平成 20 年 8 月 | |
| | | |) 滋賀県消費生活審議会委員 |
| | | 平成 28 年 7 月 | |
| | | 平成 20 年 11 月 | |
| | | |) 滋賀県行政経営改革委員会委員 |
| | | 平成 23 年 3 月 | |
| | | 平成 21 年 1 月 | |
| | | |) 滋賀県会計事務調査委員会委員 |
| | | 平成 21 年 9 月 | |
| | | 平成 21 年 10 月 | |
| | | |) 彦根市公平委員会委員 |
| | 至 | 現 | 在 |
| | | 平成 23 年 4 月 | |
| | | |) 滋賀県公有財産審議会委員 |
| | | 平成 31 年 4 月 | |

) 滋賀県立大学監事

彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員

）生活協同組合コープしが理事

) 滋賀弁護士会副会長

） 東近江簡易裁判所調停委員

) 滋賀弁護士会副会長

) 滋賀弁護士会会長

） 近畿弁護士会連合会常務理事

) 日本弁護士連合会常務理事

議案第 79 号

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市南川瀬町 1138 番地
- 2 氏 名 萩 野 宏 一
- 3 生年月日 昭和 30 年(1955 年)2 月 4 日

はぎの こう いち
萩の 野 宏 一

- | | | |
|---|----|--|
| 1 | 住所 | 彦根市南川瀬町 1138 番地 |
| 2 | 学歴 | 昭和 52 年 3 月 中部工業大学工学部卒業 |
| 3 | 職歴 | 昭和 52 年 4 月
) 株式会社ダイワハウジング
昭和 52 年 10 月
昭和 52 年 11 月
) 丸八建設株式会社
平成元年 3 月
昭和 53 年 12 月 2 級建築士知事登録
昭和 58 年 2 月 1 級建築士大臣登録
昭和 61 年 8 月 1 級建築施工管理技士大臣登録
平成元年 4 月
) 滋賀県立彦根工業高等学校定時制建築科教諭
平成 6 年 3 月
平成 6 年 4 月
) 滋賀県立八幡工業高等学校全日制建築科教諭
平成 22 年 3 月
平成 22 年 4 月
) 滋賀県立長浜北星高等学校全日制総合学科建築デザイン系列教諭
平成 27 年 3 月
平成 27 年 4 月
) 東近江市教育委員会歴史文化振興課
平成 28 年 3 月
平成 28 年 6 月
) 近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校
令和 2 年 3 月
平成 28 年 9 月
) 彦根市固定資産評価審査委員会委員
至 現 在
令和 3 年 4 月
) 滋賀県立彦根工業高等学校建設科非常勤講師
令和 4 年 3 月 |

議案第 80 号

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市旭町 2 番 28 号
- 2 氏 名 生 駒 英 司
- 3 生年月日 昭和 32 年(1957 年)2 月 20 日

生 駒 英 司

- | | | | |
|---|----|----------------|-------------------|
| 1 | 住所 | 彦根市旭町 2 番 28 号 | |
| 2 | 学歴 | 昭和 58 年 3 月 | 京都大学法学部卒業 |
| 3 | 職歴 | 平成 6 年 4 月 | 滋賀弁護士会登録 |
| | | 平成 6 年 4 月 | |
| | | |) 大東法律事務所 |
| | | 平成 11 年 8 月 | |
| | | 平成 7 年 4 月 | |
| | | |) 法輪寺住職 |
| | | 至 現 在 | |
| | | 平成 9 年 4 月 | |
| | | |) 大津地方裁判所長浜支部調停委員 |
| | | 至 現 在 | |
| | | 平成 11 年 9 月 | |
| | | |) 生駒法律事務所 |
| | | 至 現 在 | |
| | | 平成 17 年 4 月 | |
| | | |) 滋賀弁護士会会長 |
| | | 平成 18 年 3 月 | |
| | | 平成 17 年 4 月 | |
| | | |) 滋賀県情報公開審査会委員 |
| | | 平成 19 年 3 月 | |
| | | 平成 17 年 4 月 | |
| | | |) 滋賀県個人情報保護審議会委員 |
| | | 平成 19 年 3 月 | |
| | | 平成 17 年 4 月 | |
| | | |) 彦根市情報公開審査会委員 |
| | | 至 現 在 | |
| | | 平成 17 年 4 月 | |
| | | |) 彦根市個人情報保護審議会委員 |
| | | 令和 5 年 3 月 | |
| | | 平成 22 年 3 月 | |
| | | |) 米原市情報公開審査会委員 |
| | | 令和 5 年 3 月 | |

平成 22 年 3 月

) 米原市個人情報保護審議会委員

令和 5 年 3 月

平成 22 年 7 月

) 近江八幡市公平委員会委員

至 現 在

平成 22 年 9 月

) 彦根市固定資産評価審査委員会委員

至 現 在

平成 28 年 4 月

) 彦根市行政不服審査会委員

至 現 在

令和 5 年 4 月

) 彦根市個人情報保護審査会委員

至 現 在

令和 5 年 4 月

) 米原市情報公開・個人情報保護審査会委員

至 現 在

議案第 81 号

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 米原市万願寺 19 番地
- 2 氏 名 中 川 学
- 3 生年月日 昭和 39 年(1964 年)6 月 14 日

なか がわ まなぶ
中 川 学

- | | | |
|---|----|--|
| 1 | 住所 | 米原市万願寺 19 番地 |
| 2 | 学歴 | 平成 2 年 3 月 大阪市立大学経済学部卒業 |
| 3 | 職歴 | 昭和 58 年 4 月
)
昭和 59 年 6 月
昭和 59 年 7 月
)
平成 2 年 6 月
平成 2 年 7 月
)
平成 3 年 6 月
平成 3 年 7 月
)
平成 4 年 6 月
平成 4 年 7 月
)
平成 5 年 6 月
平成 5 年 7 月
)
平成 10 年 6 月
平成 10 年 7 月
)
平成 13 年 6 月
平成 13 年 7 月
)
平成 16 年 6 月
平成 16 年 7 月
)
平成 20 年 6 月
平成 20 年 7 月
)
平成 24 年 6 月 |

平成 24 年 7 月

) 泉大津税務署資産課税部門

平成 26 年 6 月

平成 26 年 8 月 税理士登録

平成 26 年 9 月

) 中川学税理士事務所

至 現 在

令和元年 9 月

) 彦根市固定資産評価審査委員会委員

至 現 在

議案第 82 号

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市教育委員会委員に下記の者を任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市南三ツ谷町 1826 番地
- 2 氏 名 田 附 孝 子
- 3 生年月日 昭和 28 年(1953 年)12 月 16 日

た づけ たか こ
田 附 孝 子

- | | | |
|---|----|--|
| 1 | 住所 | 彦根市南三ツ谷町 1826 番地 |
| 2 | 学歴 | 昭和 49 年 3 月 聖徳学園女子短期大学卒業 |
| 3 | 職歴 | 昭和 49 年 4 月) 坂田郡近江町立息長小学校養護教諭
昭和 50 年 3 月
昭和 50 年 4 月) 坂田郡山東町立柏原小学校養護教諭
昭和 53 年 3 月
昭和 53 年 4 月) 彦根市立城北小学校養護教諭
昭和 57 年 3 月
昭和 57 年 4 月) 彦根市立東中学校養護教諭
平成 3 年 3 月
平成 3 年 4 月) 彦根市教育委員会事務局学校教育課主査
平成 6 年 3 月
平成 6 年 4 月) 滋賀県教育委員会事務局保健体育課指導主事
平成 8 年 3 月
平成 8 年 4 月) 彦根市立中央中学校養護教諭
平成 12 年 3 月
平成 12 年 4 月) 彦根市立彦根中学校養護教諭
平成 19 年 3 月
平成 19 年 4 月) 彦根市立稲枝中学校養護教諭
平成 24 年 3 月
平成 24 年 4 月) 彦根市立西中学校養護教諭
平成 26 年 3 月 |

平成 26 年 4 月

) 彦根市立西中学校養護教諭(再任用)

平成 29 年 3 月

平成 29 年 4 月

) 子ども未来部幼児課勤務

令和 4 年 3 月

令和 3 年 10 月

) 彦根市教育委員会委員

至 現 在

令和 4 年 4 月

) 彦根市立平田こども園勤務

令和 5 年 3 月

令和 5 年 5 月

) 彦根市立平田こども園勤務

至 現 在

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市葛籠町〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 茶 木 作 夫
- 3 生年月日 昭和 27 年(1952 年) 〇〇〇〇〇〇

略 歷

ちや き さく お
茶 木 作 夫

昭和 27 年〇〇〇〇〇〇生

- | | | | |
|---|----|-------------|----------------------------|
| 1 | 住所 | 彦根市葛籠町○○○○○ | |
| 2 | 学歴 | ○○○○○○○○○ | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| 3 | 職歴 | ○○○○○○○○○ | ○○○○○○○○○ |
| | | ○○○○○○○○○ | ○○○○○○○○○ |
| | | ○○○○○○○○○ | |
| | | ○○○○○○○○○) | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| | | ○○○○○○○○○ | |
| | | ○○○○○○○○○ | |
| | | ○○○○○○○○○) | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| | | ○○○○○○○○○ | |
| | | ○○○○○○○○○) | ○○○○○○○○○ |
| | | ○○○○○○○○○ | |
| | | ○○○○○○○○○) | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| | | ○ ○ ○ | |
| | | ○○○○○○○○○) | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| | | ○○○○○○○○○ | |
| | | ○○○○○○○○○) | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| | | ○○○○○○○○○ | |
| | | ○○○○○○○○○) | ○○○○○○○○○ |
| | | ○ ○ ○ | |
| | | ○○○○○○○○○) | ○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| | | ○○○○○○○○○ | |



)

[illegible]

○ ○ ○

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市佐和町〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 漢 見 覚 恵
- 3 生年月日 昭和 40 年(1965 年) 〇〇〇〇〇〇

略 歷

あや 漢 み 見 か 覚 え 恵

昭和 40 年〇〇〇〇〇〇生

- | | | |
|---|----|---|
| 1 | 住所 | 彦根市佐和町○○○○○ |
| 2 | 学歴 | ○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| 3 | 職歴 | ○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○
○○○○○○○○
) ○○○○
○ ○ ○
○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○
○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○
○○○○○○○○
) ○○○○
○ ○ ○ |

報告第 13 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 9 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)8 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 113,740 円を支払う。

3 事案の概要

令和 7 年 7 月 9 日午後 5 時頃、彦根市平田町 398 番地地先の市道芹橋彦富線の交差点において、南西方向に走行していた公用車の左後輪のホイールキャップが外れ、当該交差点を右折しようとした相手方の車両に接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの

報告第 14 号

令和 6 年度(2024 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 6 年度(2024 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 15 号

第 37 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 37 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 16 号

第 22 期株式会社四番町スクエアの決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 22 期株式会社四番町スクエアの決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 17 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

1 市の債権の名称

市営住宅家賃債権

2 放棄した市の債権の額

876,400 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

6 件 876,400 円

報告第 18 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

1 市の債権の名称

市営住宅弁償金債権

2 放棄した市の債権の額

122,300 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

1 件 122,300 円

報告第 19 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

1 市の債権の名称

彦根市立病院診療費用等債権

2 放棄した市の債権の額

6,037,343 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

293 件 5,746,898 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

5 件 207,615 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

4 件 82,830 円

報告第 20 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

1 市の債権の名称

水道料金債権

2 放棄した市の債権の額

431,539 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

104 件 381,522 円

(2) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

18 件 50,017 円

報告第 21 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

1 市の債権の名称

学校給食費徴収金債権

2 放棄した市の債権の額

51,600 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

12 件 51,600 円